

# 図書館だより

第80号 西原町立図書館  
 TEL.944-4996 FAX.944-4997  
<http://library.town.nishihara.okinawa.jp/>  
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



## 図書館カレンダー

May 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

**開館日**  
 【火～金】  
 午前10時～午後7時  
 【土・日】  
 午前10時～午後5時  
 ■は休館日です。

**休館日**  
 毎月19日  
 館内整理日(第3木曜日)

【3日】憲法記念日 【4日】みどりの日  
 【5日】こどもの日  
 【19日】館内整理日(第3木曜日)

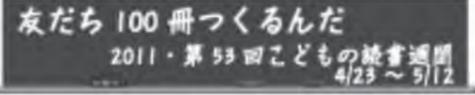
6月18日(土)に松井エイコさん(壁画家、紙芝居作家)の講演会と、妹である松井朝子さんのパントマイムの公演を予定しています。エイコさんは壁画家、紙芝居作家として、朝子さんはパントマイマーとして平和活動などを行い、世界中で活躍されている方で、今回、町立図書館での公演だけのために、来沖してくれることになりました。詳細は来月の「図書館だより」にてお伝えします。お楽しみに。(^^)

## ～図書館の規則が一部変わりました～

図書館の規則が下記のように一部変更になりました。

- ①今まで無料で行っていた利用者カードの再発行を4月1日から100円徴収します。利用者カードは本などを借りるときに必要なものですので、これまで以上に大事に使用してください。
- ②視聴覚資料(CD, DVD等)の貸出期間が1週間から2週間になりました。本の貸出期間と同じになりましたので利用しやすくなったと思います。この機会に今まで以上のご利用をお願いします。

## 「こどもの読書週間」資料展開催中!



4月23日から5月12日の期間は「こどもの読書週間」にあたります。期間中は、全国の図書館、本屋、学校などで色々な行事が行われます。

西原町立図書館では、4月22日から5月18日までの期間を「こどもの読書週間」とし、「ココロに効くこどもの本」をテーマに資料展を開催します。

約200点の資料をそろえて、展示、貸し出しを行っています。こどもはもちろん、おとなの方が読んでも「ココロに効く」本をそろえていますので、この機会に親子で本を読むことの楽しさを感じてみませんか? こどもの成長にも、きっといいことがあると思いますよ。

### 【定期行事】

**紙芝居** 上演のお知らせ  
 日時: 5月7日、21日(土) 午前10時30分  
 場所: おはなしのへや (毎月第1、第3土曜日)

**おはなし会**のお知らせ  
 日時: 5月8日、22日(日) 午後3時  
 場所: おはなしのへや (毎月第2、第4日曜日)

**上映会**のお知らせ  
 日時: 5月15日(日) 午前11時  
 場所: 2階 集会室  
 上映作品: 「母をたずねて三千里」  
 (毎月第3日曜日)

## ●返却の際の協力願い●

図書館へ本の返却の際、本の状態をチェックします。もちろん何も無いことの方が多いのですが、まれに修理しなければならない本や、最悪、弁償してもらわなければならないこともあります。それはすべての利用者に対し行っていることで、図書館ではとても大事な仕事です。ご協力よろしくお願いします。

## ●●●●【就学援助希望者の申請について】●●●●

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

### 1. 対象者

- 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者
  - (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
  - (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)
- 具体的には、平成21年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が右表の目安額未満の世帯の方です。

### 【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万

※上記金額はおおよその目安です。予算の枠内で収入・扶養人数等を考慮して認定します。  
 ※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。  
 所得=所得税法上の所得の合算額-所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

### 2. 援助項目

- 学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等
- ※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請してください。

- 【受付期間】・4月18日(月)～5月20日(金)
- 【提出書類】・①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調査(学校で配布)
  - ②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 一部
  - ③課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
  - ④その他(家賃証明書等)
  - ⑤委任状・口座振込依頼書

※③の書類については課税基準日が平成22年1月1日になりますので、平成22年1月1日に西原町以外の市町村に在住(住民登録)していた方は該当市町村にて③の書類を揃えてください。なお、同居者のある場合、その方の書類も同じように必要になります。

※追加申請(町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る)については平成24年1月末日まで。

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意ください。

【提出先】・就学先の小・中学校

◇お問い合わせ◇ 各小・中学校または教育委員会学校教育課 TEL 945-5039 (内線513) FAX 945-6770

## 平成22年度 情報公開制度、個人情報保護制度

### I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は4件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では行政一般関係の4件で、実施機関別では町長部局の4件となっています。
- (3) 月平均の請求件数は0.33件です。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開					不服申立
	公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
4	2	0	1	1	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

### II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 個人情報に関する請求は33件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報取扱業務の届出は2件です。
- (3) 個人情報の目的外利用等の届出は35件で、その内訳はすべて外部提供となっています。

表2 個人情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立
33	32	1	0	0	0	0	0	0	0

お問い合わせ 総務部総務課 ☎ 945-5011



## 株式会社 沖産業 あなたの一生懸命に

- 本社 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐2-1-1  
 TEL 098-898-2191 FAX 098-897-7876  
<http://www.okisangyo.co.jp/>
- 浦添支店 〒901-2101 浦添市西原2-4-12
- 美工部 TEL 098-878-5514 FAX 098-876-2522
  - 資材部 TEL 098-878-5513 FAX 098-878-5515
  - ガス住設部 TEL 098-878-5511 FAX 098-878-8287
  - 名護支店 TEL 0980-53-7221 FAX 0980-53-7496
  - 沖縄営業所 TEL 098-934-0987 FAX 098-934-0969
  - 沖オースビス TEL 098-877-7667 FAX 098-878-1769
  - 印刷全般(オフ・シール・スクリーン)
  - 総合看板資材及び機器販売
  - ゴム印・印鑑
  - LPガス・ガス器具・電化製品
  - 名札・プレート・バッジ
  - 車輻修理及び保険業務
  - 看板プランニング製作・施工
  - 建築工事全般・店舗改装・リフォーム